

令和8年度予算主要事業の概要

(事業別説明資料)

市民福祉部



目 次

後期高齢者医療保険料 特別徴収額の平準化	3
産前産後ママサポプロジェクトの充実	4
プレコンセプションケア・コミュニケーションの実施	5
高血糖対策に向けた食育 SAT システム活用事業 ~糖尿病予備軍ワースト2位！甘すぎる生活からの卒業~	6
胃がん予防に向けたピロリ菌対策事業	7
入園・入学準備品購入支援の現金給付化	8
公私連携型保育所型認定こども園「神岡こども園」の開所	9
旭保育園園舎活用検討プロジェクト	10
地域で支える子どもの居場所づくり	11
飛騨市「D型」サービスの試行実施	12
働きづらさのある人への就労環境の向上	13
(参考) 飛騨市独自「C型」「D型」就労支援サービスの位置づけ	14
飛騨市における社会作業療法の推進	15
学校作業療法士の育成と持続可能な体制づくり	16
生きづらさを予防する支援資源の定着と強化	17
郵便局と連携した高齢者等見守り支援の実証	18
高齢者のお出かけ安心支援	19
医療・介護・福祉人材確保のための支援	20
医療・介護・福祉人材確保対策に係る補助制度	21
介護職員の確保のための支援（入門的研修・初任者研修）	29
ショートステイ利用時の送迎に対する支援	30
遠隔地を訪問する居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）支援の充実	31
がん等に関する相談体制の整理と職場理解の促進 <共通>	32
国の制度を活用した地域活性化人材の登用 <共通>	34
令和8年度 飛騨市物価高騰対策 <共通>	37

新規 後期高齢者医療保険料 特別徴収額の平準化

1 事業費 (単位 : 千円)

	【財源内訳】	【主な使途】	
314	一般財源	314 委託料	194
(前年度予算	0)	役務費	110
		需用費	10

2 事業背景・目的

後期高齢者医療保険料の特別徴収については、年金からの天引きにより、4月・6月・8月の3回を「仮徴収」、10月・12月・翌年2月の3回を「本徴収」として、保険料を徴収しています。

仮徴収額（4月・6月・8月）は前年度の2月分の保険料と同額とされているため、仮徴収と本徴収の間で金額に大きな差が生じる場合があります。これにより、保険料の還付や特別徴収から普通徴収（口座振替や納付書払い）への切替えが発生します。特に普通徴収への切替え時には、被保険者からの多くの問合せや、切替えに気付かず保険料が未納となることが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、被保険者の手続き負担軽減や利便性向上、生活設計のしやすさを目的として、特別徴収額が年間を通じて、できる限り均等になるよう調整を行います。

3 事業概要

仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる可能性が高い被保険者を対象に、6月・8月の保険料額を調整する「平準化」を行います。

この平準化により6月・8月の保険料が下がっても、10月・12月・翌年2月の保険料で調整されるため、最終的な年間保険料額は同一です。

本徴収では、年間保険料額から仮徴収で納めた金額を差し引いた金額を納めていただきます。

【イメージ図】

令和7年度 年額46,000円	R7.4 4,500円	R7.6 4,400円	R7.8 4,400円	R7.10 10,900円	R7.12 10,900円	R8.2 10,900円
令和8年度(平準化前) 年額46,000円	R8.4 10,900円	R8.6 10,900円	R8.8 10,800円	R8.10 4,500円	R8.12 4,400円	R9.2 4,400円
令和8年度(平準化後) 年額46,000円	R8.4 10,900円	R8.6 8,100円	R8.8 8,000円	R8.10 7,800円	R8.12 7,600円	R9.2 7,600円
令和9年度 年額46,000円	R9.4 7,600円	R9.6 7,600円	R9.8 7,600円	R9.10 8,000円	R9.12 7,600円	R10.2 7,600円

担当課：市民福祉部市民保険課（☎0577-73-7464）予算書：P.7（後期高齢者医療特別会計）

拡充 産前産後ママサポプロジェクトの充実

1 事業費（単位：千円）

		【財源内訳】		【主な使途】	
9,001	国・県補助金	5,388	委託料	7,751	
	ふるさと納税	3,107	補助金	773	
(前年度予算 8,071)	一般財源	506	その他	477	

2 事業背景・目的

妊娠・出産・乳幼児期の子育ては、母親の生活環境が大きく変化する時期であり、身体的負担に加え、精神的負担も大きくなります。そのため、市ではこれまで「産前産後ママサポプロジェクト」として、助産師や地域の方々と連携し、産前からその後の子育てまで切れ目ない支援を実施してきました。

令和8年度は子育て支援ヘルパーやママサロン等の支援策に加え、多胎児家庭や遠方通院妊婦への支援を拡充し、きめ細かく妊産婦の困りごとに寄り添う支援を実施します。

3 事業概要

① 【拡充】多胎妊婦への妊婦健診支援事業（399千円）

多胎妊娠は、単胎妊娠と比べて早産や妊娠高血圧症候群などの合併症リスクが大きいことから、胎児や母体の状態をより細かく検査する必要があります。

このため、通常14回分配布している妊婦健康診査受診券に加え、5回分の受診券を追加で配布し、多胎妊婦における健診回数の増加に伴う経済的負担の軽減を図ります。

② 【拡充】市外への妊婦健診に対して交通費の一部助成（673千円）

市内に出産できる産科医療機関がないことから、妊婦は飛騨市外の医療機関へ通院する必要があり、通院の距離や回数が負担となっています。

これまで、出産に向けた計画的な通院（7回以上）を対象に、交通費助成を行ってきましたが、令和8年度は、突発的に発生した飛騨圏域外通院についても助成対象とし、支援を拡充します。

③ 【継続】赤ちゃん防災講座（221千円）

災害時に「要配慮者」となる妊産婦や乳幼児を対象に、日頃から備えておくべき防災知識の普及を目的として令和2年度から赤ちゃん防災講座を実施しており、令和7年度からは妊産婦等に加え、「支援者」となる一般市民も対象とした2部制で実施しています。

この防災講座開催により、広く市民全体での防災意識向上を図ります。

④ 【継続】ママサロン開催、子育て支援ヘルパー訪問など（7,708千円）

担当課：市民福祉部 保健センター（☎0577-73-2948）予算書：P. 88

【拡充】 プレコンセプションケア・コミュニケーションの実施

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】	
22 ふるさと納税	22 印刷製本費	22	
(前年度予算 0)			

2 事業背景・目的

年齢を重ねるごとに、男女ともに妊娠しやすさ（妊娠性）が低下することは、医学的にも明らかになっています。一方で、20代から30代の若い世代にとって、妊娠や出産を考えやすい時期と、学業や仕事などキャリア形成の時期が重なり、将来設計に悩みや迷いを抱えやすい状況にあります。

市では、若い世代の市民や実習生と関わる中で、経済的事情やキャリア形成を優先せざるを得ない現状、妊娠・出産が将来設計に与える影響への不安など、さまざまな声を把握しています。特に、女性からは、妊娠・出産と仕事や学業との両立に対する悩みが多く、支援の必要性が高い状況にあります。

こうしたことから、妊娠性に関する正しい知識や、若いうちからの健康づくり、体調に不安を感じた際に適切な相談や受診につながることの重要性について、早い段階から理解を深めていくことが求められています。なお、「プレコンセプションケア」とは、将来を見据えて、男女それぞれが自らの健康や体の状態について正しい知識を持ち、必要に応じて相談や受診につなげていく考え方です。

市としては、情報を一方的に提供するのではなく、若い世代それぞれの立場や自己決定を尊重した「プレコンセプションケア・コミュニケーション」を通じて、当事者だけでなく、家族や職場、地域も含めた社会全体での理解を促進し、健診や治療のために休みやすい環境づくりにつなげていきます。

3 事業概要

【拡充】 プレコンセプションケアに関する理解促進とコミュニケーション(22千円)

妊娠性や健康に関する正しい知識の普及、若いうちからの健康づくりや早期受診の重要性について、対話を重視した情報提供を行います。また、持病のある人が妊娠・出産に関する専門相談先を知るきっかけづくりを進めます。

<具体的な取組み内容>

市内企業へのアウトリーチ活動、市内イベント等でのお話し会の実施、高校生向け講座や20歳のつどい等の機会を活用したリーフレット配布を通じて、健診や治療で休みやすい職場づくりに向けた理解促進を図ります。

新規 高血糖対策に向けた食育SATシステム活用事業

～糖尿病予備軍ワースト2位！甘すぎる生活からの卒業～

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】	
492 (前年度予算)	ふるさと納税 0)	492 需用費 備品購入費 役務費	226 209 57

2 事業背景・目的

令和6年度の飛騨市国民健康保険特定健診の結果から、糖尿病の指標の一つであるHbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）の値が基準値を超え、要観察域である人の割合が、県内21市中ワースト2位となりました。また、糖尿病域に該当する人の割合もワースト9位となっており、市民の高血糖リスクの高さが明らかになっています。さらに、中学3年生健診や16～19歳を対象としたフレッシュ健診の結果からも、HbA1cが高めの人が増加しており、若い世代を含めた将来的な糖尿病リスクの高まりが懸念されています。

高血糖の状態が長期間続くと、血管障害を引き起こし、脳や心臓、腎臓などの重要な臓器の病気につながるおそれがあります。こうした高血糖には、日常の食生活が大きく関係しており、糖を多く含む食品やアルコールの摂取の仕方が課題と考えられます。

このため、市では「高血糖」を重要な健康課題として位置づけ、市民が健診を通じて自らの血糖状態を理解し、食生活を振り返る機会を提供します。あわせて、血糖を上げすぎない食選択ができるよう支援を行うことで、糖尿病予防と健康寿命の延伸を目指します。

3 事業概要

(1) 事業内容

実物大フードモデルを活用した食育SATシステム（体験型栄養教育システム）を用い、実際に食べている食品を選ぶことで、エネルギー量や糖質量などの栄養価がその場で自動計算され、食事バランスを5段階で分かりやすく評価します。管理栄養士や保健師の助言を受けながら、自身の食生活を「見える化」し、血糖を上げすぎない食選択ができるよう支援します。

(2) 対象者・実施機会

対象は全世代の市民とし、特定健診結果説明会、中学3年生健診結果説明会、フレッシュ健診、出前講座（企業・団体）、母子保健事業、各種イベント等の機会で実施します。

(3) 事業の位置づけ・効果

健診結果と日常の食生活を結びつける、予防や気づき重視の食育施策として実施します。

担当課：市民福祉部 保健センター（☎0577-73-2948）予算書：P.87

新規 胃がん予防に向けたピロリ菌対策事業

1 事業費（単位：千円）

	【財源内訳】	【主な使途】	
523	ふるさと納税	307 委託料	499
	雑入	216 通信運搬費	24
(前年度予算	0)		

2 事業背景・目的

国内の死因第1位の疾患は「がん」であり、その中でも胃がんは罹患数・死亡数ともに上位に位置しています。飛騨市では、特に男性の胃がんによる罹患率や死亡率が全国平均と比べて高く、市民の健康や生活に大きな影響を及ぼしています。

胃がんの主な原因はピロリ菌であることが分かっており、ピロリ菌を除菌することで胃がんのリスクを大幅に減らすことが可能です。若いうちに検査と除菌を行うことが効果的であり、49歳までの除菌で90%以上の胃がん抑制効果があると言われています。

一方、市が実施する飛騨市国民健康保険特定健診は、全国的に極めて高い受診率を維持しているものの、40代の受診率は低い傾向にあります。

このため、40代を対象に特定健診とピロリ菌抗体検査を同日に実施することで、胃がんを含めた疾病の早期発見・予防に取組み、将来の健康づくりにつなげます。

本事業は単なる検査の助成にとどまらず、市民が将来を見据え、健康な生活を長く続けるための予防事業として、長期的な視点で実施します。

3 事業概要

①【新規】ピロリ菌抗体検査助成（523千円）

40歳から49歳までの市民を対象に、ピロリ菌抗体検査の受診費用の一部を助成します。令和8年度の特定健診の全会場で実施し、自己負担は1,000円とし、残額を市が助成します。

②【新規】市民への意識調査及び啓発活動（ゼロ予算）

市民のピロリ菌及び胃がんに対する意識調査を実施し、その結果を踏まえ、啓発ポスター、広報誌、ホームページ等での情報発信を行います。

あわせて、ピロリ菌抗体検査の受診率や除菌治療の完了率を継続的に把握するとともに、地域における胃がん発症率の推移を長期的に追跡し、本事業が市の健康増進に与える影響を検証します。

担当課：市民福祉部 保健センター（☎0577-73-2948）予算書：P. 88

拡充 入園・入学準備品購入支援の現金給付化

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

27,468	ふるさと納税	27,468	助成金	27,360
			手数料	108

(前年度予算 21,168)

2 事業背景・目的

市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、平成29年度から、保育園入園時や小中学校及び高校入学時に必要となる制服や体操服等の準備品の購入支援制度を実施してきました。対象品目の追加や支援金の拡充など、保護者ニーズに対応しながら制度を充実させてきた結果、飛騨市独自の取組みとして、多くの感謝の声が寄せられています。

現在は入園・入学を迎える前年度に、学生服など主要な準備品を取り扱う店舗で現金と同様に利用できる「飛騨市入園・入学準備品クーポン券」を交付し、支援を行っています。

一方で、利用できる品目や店舗が限られるなど、クーポン券が「使いづらい」との声も寄せられています。このため、支援方法をクーポン券の交付から現金給付に変更することで、保護者の利便性を高めるとともに経済的負担のさらなる軽減を図ります。

3 事業概要

次年度に入園・入学する子どもの保護者を対象に、入園・入学準備支援金を現金で支給します。（9月30日時点で、市内に住所のある児童の保護者に対し支給）

入園・入学先	対象児	支給金額	主な推奨用途
保育園	満3歳児	10,000円	通園用バッグ、靴、長靴、カッパ、傘、スマック、クッキング用エプロン、上履き、赤白帽子、体操服、雪遊び用ソリ、製作用具、昼寝用布団、水筒、コップ袋 等
小学校	年長児	20,000円	通学用靴、長靴、カッパ、傘、指定体操服、名札、ランドセル、上履き、赤白帽子、水着、算数セット、書道セット、ピアニカ 等
中学校	小学6年生	60,000円	通学用かばん、靴、長靴、カッパ、傘、制服・指定体操服、体育館シューズ、防寒着、通学用自転車、ヘルメット 等
高校・就職等	中学3年生	40,000円 (児童扶養手当受給者: 60,000円)	通学用かばん、制服・指定体操服・作業服、教科書・副教材、学校指定タブレット端末、辞書・電子辞書、電卓・製図用品、スーツ・作業服など新生活用品

担当課：市民福祉部子育て応援課（☎0577-73-2458）予算書：P. 78

新規 公私連携型保育所型認定こども園

「神岡こども園」の開所

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】	
66	ふるさと納税	66 物品借上料	66
(前年度予算 2,643)			

2 事業背景・目的

神岡地区では出生数の減少が続いていること、園児数は今後さらに減少することが見込まれています。このまま各園を個別に運営した場合、園の小規模化により、施設運営や保育の実施に支障が生じるおそれがあります。一方で、未満児保育や障がい児保育など、地域における保育ニーズは依然として高く、将来にわたって安定した保育体制を維持することが求められています。

こうした状況を踏まえ、市では関係者や保護者との協議を経て、公立・私立が連携する「公私連携型保育所型認定こども園」として、神岡地区の保育機能を再編・集約する方針を決定し、これまで準備を進めてきました。

令和8年4月からは、社会福祉法人双葉福祉会を運営主体とし、神岡地区における子ども・子育て支援の中核となる新たな保育施設として運営を開始します。公私連携の仕組みにより、これまでの保育のノウハウを生かしながら、効率的で持続可能な保育環境を整え、将来にわたって安心して子育てができる地域づくりにつなげます。

3 事業概要

【新規】「神岡こども園」の開所

○開園時期：令和8年4月

○園形態：公私連携型保育所型認定こども園

○運営主体：社会福祉法人 双葉福祉会

○園舎：双葉保育園園舎を活用

市と運営法人が協定を締結し、行政の関与のもと、法人の専門性を生かした安定的な保育運営を行います。未満児保育を含む多様な保育ニーズに対応し、将来にわたり持続可能な保育環境の確保を目指します。

また、新施設の開所を広く周知し、地域に開かれた保育施設としてのスタートを示すため、開園セレモニーを実施します。

拡充 旭保育園園舎活用検討プロジェクト

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
4,731	県補助金	2,360	委託料	4,731
	福祉事業基金	2,371		
(前年度予算 0)				

2 事業背景・目的

神岡町の旭保育園・双葉保育園が統合され、令和8年度から神岡こども園として運営開始されることに伴い、今後の旭保育園の園舎の活用方法について、検討が必要となっています。

旭保育園周辺は、神岡こども園、ことばの教室・なかよしキッズなど、子育て関連施設が多数立地していることから、市では、神岡子育て支援センターを旭保育園に移転し、子育て関連エリアとしてゾーニングを行う方針です。

また、少子化により神岡子育て支援センター利用者が減少していることから、小中学生も利用できるよう、機能拡充についても検討します。

3 事業概要

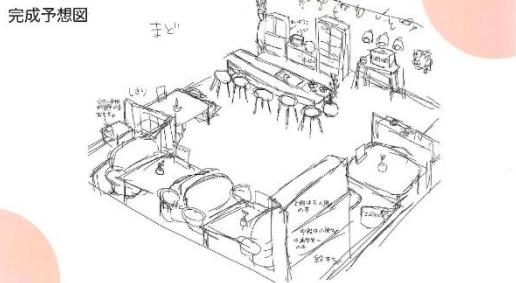
令和7年度には、子どもの意見を取り入れる取組みとして、神岡小学校6年生に対し、旭保育園園舎の活用方法について検討を依頼し、勉強部屋やレクリエーション施設、こども食堂などの提案を受けました。

これらの提案は、いずれも「気軽に集い、活動や体験のできる居場所」という共通した考え方に基づくものと整理できます。

そこで市では、子ども達からの提案内容を踏まえ、子育て支援センターの移転と、子どもの居場所としての機能拡充について、利活用の方針と内容を整理した上で、実施設計を行います。

<整備内容（案）>

- ・トイレ改修（幼児用から一般用）
- ・照明のLED化
- ・床張替（フローリングから畳マット）
- ・アスレチックルーム整備



神岡小学校6年生子ども食堂グループ提案資料

拡充 地域で支える子どもの居場所づくり

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

500	国庫補助金	200	補助金	300
	ふるさと納税	300	委託料	200
(前年度予算	878)			

2 事業背景・目的

子どもが主体性や創造力を十分に發揮し、将来社会で活躍するためには、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、多様な体験活動や外遊びの機会に接することが重要です。

市では、これまで「みんなの居場所づくり事業」として、子ども食堂への支援を行ってきましたが、子どもの健やかな成長をより一層支援するため、新たに、子ども自身が気軽に集い、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進める「地域こども育成支援事業」を実施します。

3 事業概要

① 【新規】地域こども育成支援事業（委託料）（200千円）

(1) 子どもの居場所の提供

旭保育園園舎活用検討プロジェクトにおいて、神岡小学校の児童から、気軽に利用できる「居場所」を求める提案がありました。これを踏まえ、社会福祉協議会に委託し、ハートピア古川において、月1回程度、話し相手や見守りを行うスタッフを配置し、一室を開放することで、子どもが気軽に集まれる居場所を提供します。

(2) こども支えあいバンクの設立

中学校の制服等を気軽にリユースできる仕組みへの要望が多いことから、「こども支えあいバンク」を設立し、不要となった学生服等の提供を受け、必要とする家庭へつなぐ仕組みをつくります。

② 【継続】みんなの居場所づくり事業（補助金）（300千円）

子どもを含む市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活が継続できるよう、子ども食堂等の居場所づくりを行う団体等に対し、活動に要する経費の一部を補助します。

新規 就労継続支援B型利用者に対応した

飛騨市「D型」サービスの試行実施

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

624	国庫補助金	312	委託料	624
	県補助金		156	
(前年度予算 0)	一般財源		156	

2 事業背景・目的

市内の就労継続支援B型事業所では、利用者の高齢化が進み、50代から60代の利用者が増加しています。知的障がいや精神障がいのある方は、一般高齢者と比べて身体機能や認知機能の低下が早期に現れ、進行も早い傾向がみられることがあります。

年齢や能力低下により作業量が減少すると、利用者の工賃の減少や意欲の低下につながり、利用者本人の生活の質への影響が生じます。また、就労継続支援B型の作業の継続等が難しいケースが増加し、事業所の負担も大きくなっています。

こうしたことから「働く意欲はあるものの、B型では支えきれない」利用者を支援するため、現状の意欲や身体機能・認知機能の維持、生活の質の安定に特化した市独自の支援を検証し、将来的に国等へ制度化の提案をすることを目的として本事業を実施します。

3 事業概要

障がい福祉制度の地域生活支援事業（日中一時支援事業）を活用し、簡易な就労作業やフレイル予防、生活指導に特化した「飛騨市D型サービス」を試行的に実施します。

（1）委託先 本事業は「N P O 法人 障がい者を支える会」に委託して実施します。

受託者と市の作業療法士（委託）が連携し、利用者の状態に応じた支援を行います。

（2）支援の考え方 D型サービスは、就労継続支援B型の利用者の高齢化を踏まえ、作業能力の低下がみられる段階においても、就労意欲を尊重しながら、現状の身体機能や生活能力、簡易な就労能力の維持を重視した支援を行う市独自のサービスです。

（3）具体的な支援内容 簡易な就労作業等に加え、一行日記や個別記録の作成、食事や睡眠のとり方に関する生活指導、体操やコグニサイズ等によるフレイル予防を組み合わせて実施します。

（4）検証事業としての位置づけ 検証事業として実施し、就労継続支援B型では対応が難しい高齢化段階の利用者に対する新たな支援モデルの有効性を検証し、地域で生きがいを持って暮らし続けられる支援体制の構築につなげます。

担当課：市民福祉総合福祉課（☎0577-73-7483）予算書：P. 73

拡充 働きづらさのある人への就労環境の向上

1 事業費 (単位 : 千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
2,451	国・県補助金	750	委託料	1,000
	ふるさと納税	1,060	補助金	1,451
(前年度予算 2,326)	一般財源	641		

2 事業背景・目的

障がいやひきこもりなどにより働きづらさを抱える方に対しては、特性に応じた働き方の選択や、段階的な就労定着への支援に取り組むとともに、市や協力企業での業務の分解を行い、超短時間ワークによる雇用を実践するなど、様々な方法を試行錯誤してきました。

一方で、障がい者就労継続支援B型事業所においては、十分な作業量を確保できないケースも多く、事業所側に労務面や経営面の負担が生じていますが、受入れを行わなければ、行き場を失う障がい者の方が増加するという課題も抱えています。

これに対し、令和7年度に市独自の「C型就労継続支援サービス」を創設し、作業療法士の見立てにより個々の特性に合わせた訓練を行い、B型での安定した作業に移行できる体制も整ってきました。令和8年度は、これらの取組を継続・発展させるとともに、資格取得や学び、社会との接点づくりなども含めた多様な入口を整備し、本人の特性や段階に応じた就労環境の向上を図ります。

3 事業概要

①【新規】資格取得講座やカルチャー教室等の受講支援 (160千円)

ひきこもりの方などを対象に、資格取得講座や趣味・教養に関する講座の受講費用を支援します。(資格取得講座：上限5万円、カルチャー講座：上限3万円)

これにより、就労に向けた自信づくりや社会との接点づくりを後押しし、次のステップにつながる契機とします。

②【継続】障がい者就労基盤の強化 (2,291千円)

市内の障がい者就労継続支援の各施設で、様々な状態にある障がい者の受け入れが促進され、事業者、利用者ともに適正な対価で円滑な就労作業が行えるよう企業への業務発注の促進や多様な業務が円滑に受注できる事業所の環境整備を支援します。

また、市独自の「C型就労継続支援サービス」を令和7年度に引き続き推進します。

③【継続】超短時間雇用の推進 (ゼロ予算)

「ふらっと ジャストフィット就労」として、企業や行政において業務を分解・切り出し、働きづらさのある方とのマッチングを試行します。社会参加への段階的なステップとなる実践モデルを積み上げ、市内企業への普及啓発につなげます。

担当課：市民福祉総合福祉課（☎0577-73-7483）予算書：P. 71

(参考)

飛騨市独自「C型」「D型」就労支援サービスの位置づけ

1. 市独自サービス創設の考え方（共通）

就労継続支援B型など既存の障がい福祉制度だけでは、就労前段階の準備不足や就労継続期における高齢化・能力低下といった、制度のはざまにある課題への対応が難しい状況があります。市では、相談支援や作業療法士の関与を通じて、「働く意欲はあるが、既存制度だけでは支えきれない人」が一定数存在することが明らかになってきました。

このため、市では地域生活支援事業（日中一時支援事業）の枠組みを活用し、国制度を補完する形で、市独自の就労支援として「C型」「D型」サービスを創設し、状態や段階に応じた切れ目のない支援を行います。

2. C型サービスの位置づけ：大人の療育を軸とした就労前・移行期支援

- (1) 主な対象者 就労継続支援B型の利用にあたり、生活面や作業面の基礎づくりが必要な方、または就労前段階・移行期にある方。
- (2) 支援の特徴 作業療法士の見立てを取り入れ、生活リズム、対人関係、能力・特性に応じた作業の進め方などを整える「大人の療育（自立訓練的支援）」を実施します。
- (3) 目的 本人の特性を整理し、B型や一般就労へと段階的につなぐことです。

3. D型サービスの位置づけ：就労継続と高齢化への対応支援

- (1) 主な対象者 就労継続支援B型利用者のうち、高齢化や障がい特性により作業能力の低下がみられる方。
- (2) 支援の特徴 就労作業の継続に加え、フレイル予防や生活指導を組み合わせ、身体機能支援や生活機能を重視した支援を行います。
- (3) 目的 「働きたい」という意欲を尊重しながら、地域で生きがいを持って暮らし続けられる状態を維持することです。

4. C型・D型の違い（整理）

N0	項目	C型サービス	D型サービス
(1)	支援段階	就労前・移行期	就労継続期（高齢化段階）
(2)	主な課題	生活・作業の基礎不足	作業能力低下・フレイル
(3)	支援の軸	大人の療育（自立訓練的支援）	就労継続、生活機能維持
(4)	目的	次の就労段階につなぐ	働き続けられる状態を保つ
(5)	開始年度	令和7年度	令和8年度

担当課：市民福祉総合福祉課（☎0577-73-7483）

拡充**飛騨市における社会作業療法の推進
(飛騨市作業療法まちづくり研究所事業)**

1 事業費 (単位:千円)	【財源内訳】	【主な使途】	
5,817	ふるさと納税	3,096 委託料	4,979
	ふるさと納税	2,721 手数料	616
(前年度予算 5,638)	(特定目的)	その他	222

2 事業背景・目的

市では、分野や世代で区切らない総合相談窓口「地域生活安心支援センターふらっと」において、年間1,000件を超える市民からの相談に対応しています。ここでは、作業療法士が身体・心・生活環境を一体的に捉える専門的視点を活かし、既存制度だけでは解決が難しい生活上の困りごとにも対応してきました。

こうした作業療法の支援が世代を問わず市民に届けられる仕組みをつくろうと、「飛騨市作業療法まちづくり研究所」と銘打ったプロジェクトを令和7年度から開始しました。これらの実践を通じ、作業療法士が病院内にとどまらず、日常生活の場で職能を活かす「社会作業療法」の有効性が確認されています。

本事業では、これまでの実践で蓄積してきた知見を活かし、市民自らが健康や生活の調子を整え、生きづらさを未然に軽減できる支援体制を構築することを目的として、社会作業療法の取組みを体系的に推進します。

3 事業概要**①【継続】総合相談窓口「ふらっと」における専門相談支援 (事業費の内数)**

作業療法士が関与し、身体・心・生活環境を一体的に捉えた専門的な相談対応を継続します。既存制度だけでは対応が難しい生活上の困りごとについても、個別の見立てや各種心理検査なども活用し、多角的に課題を整理して支援します。

また、相談しやすい体制とするため職員がまちなかへ出向き、相談者にあった様々な場所で相談を行います。

②【拡充】相談から見えた課題を踏まえた支援資源の企画・検証 (事業費の内数)

日々の市民への専門相談対応を通じて把握した生活上の課題をもとに、作業療法の知見を活かし、新たな支援資源や支援のあり方、仕組みの企画・検証を行います。

特に、今後の支援の担い手や手段の減少も見据え、市民が日常生活の中で自ら健康や生活の調子を整えられるセルフメンテナンスや予防に着目します。あわせて、地域に既に存在する活動資源を活かし、実践ツールの創出や地域活動資源の活用など、支援全般の企画コーディネートを行います。(支援ラボ事業)

拡充 学校作業療法士の育成と持続可能な体制づくり (飛騨市作業療法まちづくり研究所事業)

1 事業費 (単位 : 千円)	【財源内訳】	【主な使途】
6,065	ふるさと納税	565 委託料 5,500
	一般財源	5,500 負担金 500
(前年度予算 6,950)		旅費 65

2 事業背景・目的

市では、全国に先駆けて全小中学校に「学校作業療法室」を設置し、子どもの特性を活かした成長支援を進めてきました。一方で、この取組みを安定的に継続するためには、学校作業療法士の育成と確保が大きな課題となっています。

令和7年度には、地域おこし協力隊制度を活用した新たな人材育成モデルを試行し、学校現場で活動しながら学ぶ仕組みにより、学校作業療法士の育成と確保に取り組みました。その結果、現場で人材を育てる可能性とともに、持続的な体制づくりに向けた課題も明らかになってきました。

特定の専門職に依存する体制では、将来的な人材不足や事業継続のリスクが高まるところから、人材を育成し、支え合う仕組みづくりが求められています。

本事業では、こうした取組みを踏まえ、現場で育てる人材育成モデルを確立し、学校作業療法を持続可能な取組みとして定着させることを目指します。

3 事業概要

①【拡充】学校作業療法士の人材確保と育成 (5,500千円)

令和7年度に続き、地域おこし協力隊制度を活用し、学校現場で活動しながら育成する作業療法士を受け入れ、安定的な人材確保を図ります。あわせて現場での実践を通じて育成方法を整理し、学校作業療法士を継続的に育てていくためのモデル構築を進めます。

②【継続】学校作業療法自治体ネットワークづくり (65千円)

学校作業療法士を導入している自治体と情報交換を行い、視察や意見交換を通じて、連携体制の構築を図ります。

③【継続】研究機関との連携による効果検証 (ゼロ予算)

令和7年度研究公募で採択を受けた研究開発費を市以外の負担で活用し、名古屋市立大学との共同研究により、学校作業療法の効果や運営体制を検証します。得られた成果を多地域への展開や制度的な裏付けにつなげます。

④【継続】ウェルビーイングフォーラムの開催(500千円)

学校作業療法に関する作業療法の実践成果や研究結果を共有する場としてフォーラムを開催し、他自治体や関係機関との知見共有を図ります。

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483）予算書：P. 69

拡充 生きづらさを予防する支援資源の定着と強化 (飛騨市作業療法まちづくり研究所)

1 事業費 (単位:千円)	【財源内訳】	【主な使途】
3,855 (前年度予算 3,629)	ふるさと納税 (特定目的)	3,855 委託料 需要費 その他
		3,072 582 201

2 事業背景・目的

市民から寄せられる相談の多くは、問題が深刻化してから顕在化する傾向があり、早い段階での気づきや予防的な関わりの重要性が明らかになっています。

作業療法士の専門的見立てでは、「問題そのもの」に向き合い続けるよりも、身体活動や日常的な習慣を通じて心身の調子を整えることが、生きづらさの軽減につながるケースが多く確認されています。

このため、本事業では、これまで試行的に実施してきた取組を整理・発展させ、市民が日常の中で無理なく取り組める予防的支援を地域全体に広げるよう取り組みます。

3 事業概要

① 【拡充】身体調和支援 (はぐみんの日) (1,382千円)

乳幼児期から心身の発達を促す身体調和支援を継続し、外部講師なしでできる体制づくりのため、子育て支援関係者や市民が担い手となる普及体制づくりを進めます。



▲「身体調和支援 はぐみん」

② 【拡充】「パワーふらっと」の環境整備と活用(1,842千円)

身体を動かしながら対話も行える相談支援の場として機能してきた「パワーふらっと」について、利用しやすい環境へと改善し、相談支援の質の向上を図ります。同所に設置したふらっとまちライブラリーも運営を推進します。

③ 【継続】市民セルフメンテナンスの普及推進 (179千円)

市民がセルフメンテナンスしやすい実践ツール（動画や本等）の発信や専門家による研修会などを行い、市民（支援者自身も含む）が主体的に健康を維持できる環境づくりを進めます。

④ 【継続】保育園作業療法の推進 (452千円)

就学前からの専門的な身体や心づくりの介入の重要性を踏まえ、令和7年度試行的に実施した保育園における作業療法の取組みを全園に広げ、子どもたちが安心して学校生活へ移行できる支援を行います。

担当課：市民福祉部総合福祉課（☎0577-73-7483）予算書：P. 69

新規 郵便局と連携した高齢者等見守り支援の実証

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】	【主な使途】
1,250	一般財源	1,250 委託料
(前年度予算 0)		1,250

2 事業背景・目的

地域見守り相談員（集落支援員）は、主に75歳以上の人一人暮らし高齢者ご自宅を訪問し、体調や生活状況を確認することで、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを支援しています。75歳以上の高齢者の中には、夫婦世帯も多く、見守り支援を必要とする世帯は今後さらに増えることが見込まれ、現状の相談員体制では、全ての対象世帯に対して継続的な訪問支援を行うことが困難となる課題があります。

一方、国においては、高齢者の見守り体制の強化に向け、郵便局等の地域インフラを活用した官民連携による見守りの取組みが進められています。

こうした中、市では地域の事情に詳しく、日常的に住民と接点を持つ郵便局長等が見守り相談員として活動できるよう、郵便局と連携した高齢者見守り支援の実証を行います。

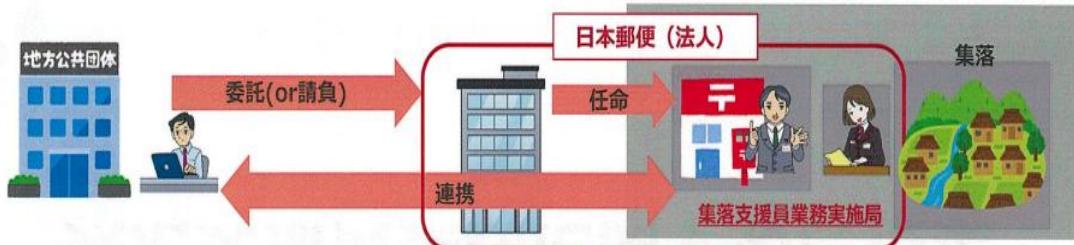
3 事業概要

①【新規】郵便局長等による高齢者の自宅訪問を通じた見守り支援の実証

市内の5つの郵便局（飛騨古川、神岡船津、神岡、東茂住、打保）の郵便局長等が、75歳以上の高齢者の自宅を訪問し、体調や生活の様子を伺います。訪問の中で把握した困りごと等については、市と連携し、適切な支援やサービスにつなげます。

②【新規】地域複合サロンの開催

東茂住郵便局において、地域住民が集い、憩い、交流を深める場として、郵便局が主体の地域複合サロンを開催します。地域の特色や実情に即した催しを行い、参加者からの困りごとや地域の状況を取りまとめ、市へ報告することで、市の施策に反映させる橋渡し役を担います。



担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233）予算書：P. 74

拡充 高齢者のお出かけ安心支援

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

1,000	ふるさと納税	1,000	補助金	1,000
-------	--------	-------	-----	-------

(前年度予算 1,500)

2 事業背景・目的

市では、介護予防の重点取組みとして、高齢者の外出による社会交流促進に積極的に取り組んでいます。加齢に伴う聴力や体力等の低下により、外出や交流の機会が減少すると、筋力やバランス感覚の低下による転倒リスクが高まるほか、社会的な刺激や会話の減少により認知能力の低下につながるおそれがあります。

こうしたことから、市では、補聴器や外出支援器具の購入支援を行い、高齢者が安心して外出し、人とつながり続けられる環境づくりを進めてきました。

令和7年度には補聴器の更新購入も補助対象とし、令和8年度においても、利用者の実情に応じて支援を拡充することで、高齢者の外出と社会参加を一層後押しします。

3 事業概要

① 【拡充】補聴器購入費補助金（1,000千円）

(1) 拡充点 これまでの補助上限額4万円から5万円に拡充します

(2) 対象者 購入時に満65歳以上で、障がい者支援給付の対象とならない
中等度の難聴者（40db～70db）



(3) 補助額 購入費の1/2（上限5万円）※更新の場合、1回目申請時から5年経過した方

② 【拡充】いきいき地域生活応援事業（あんきな外出コース）

（いきいき地域生活応援事業助成の内数）

(1) 拡充点 道路交通法改正により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となつたことから、助成対象品目に「自転車用ヘルメット」を追加します

(2) 対象者 ※いきいき助成券4,500円の交付、いつまでも健康・バス利用コースを選択された方は対象外
ア. 70歳以上の方（昭和32年4月1日以前に生まれた方）
イ. 次のいずれかの手帳を所持している方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
ウ. 介護保険認定を受けている方

(3) 助成額 購入に要した実費経費（上限4,500円）

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233）予算書：P. 75

拡充 医療・介護・福祉人材確保のための支援

1 事業費 (単位:千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
13,468	ふるさと納税	10,668	補助金	13,020
	介護保険料	2,800	報償費	320
			その他	128
(前年度予算 11,886)				

2 事業背景・目的

市では、医療・介護・福祉サービスを将来にわたり安定して受けられる体制を守るために、事業所や働く人の声を踏まえながら、人材確保の取組を継続してきました。

令和8年度は、専門職として市内での就労を目指す学生の意欲増進、外国人介護人材の雇用促進、75歳以上の継続就労者に対する慰労に重点を置き、重層的な人材確保対策を進めます。

3 事業概要

① 【新規】医療・介護専門職を目指す学生の職場見学等に対する支援（事業費の内数）

医療・介護の仕事に関心のある学生が、市内の医療機関・介護事業所で職場見学や体験を行う際の交通費を支援します。学生が実際の現場を知る機会を増やすことで、「飛騨市で働く」という選択肢を身近に感じてもらい、将来の市内就労につなげます。(23項)

② 【新規】外国人介護人材の雇用促進のための支援（事業費の内数）

介護人材不足への対応として、市内でも特定技能外国人を受け入れる事業所が増えていきます。一方、受入時には生活用品の準備や住環境整備、渡航費、在留資格手続きなど事業所の初期負担が大きくなっています。そのため、こうした費用の一部を支援することで、事業所の負担を軽減し、外国人介護人材が安心して働ける環境づくりを進めます。
(23項)

③ 【新規】75歳以上の継続就労者に対する慰労（いきいき地域生活応援事業の内数）

市内に居住し、75歳以上で介護事業所に継続して就労している方に対し、感謝と敬意を表すとともに、慰労の品として「いきいき券」の引換券を交付します。高齢になってもいつまでもいきいきと生きがいをもって働き続けられる地域づくりにつなげます。
(24項)

医療・介護・福祉人材確保対策に係る補助制度

大きく7つのカテゴリーの補助制度により、大胆かつ重層的な人材確保対策の支援を実施しています。前頁に掲載した新規・拡充項目を含む制度の概要は以下のとおりです。

(図：事業所等を運営する法人が対象、団：専門職員等の個人が対象、田：法人・個人ともに対象)

1. 事業所の特色ある取組みに対する支援

医療・介護現場における有用介護機器の導入促進 【有用介護機器等導入促進事業】	医療専門職・介護職の負担軽減や業務効率化につながる有用介護機器等を導入する市内の医療機関・介護事業所に対し、導入費用の3/4以内(1品目あたり上限10万円)を補助。 ※ただし、認知症対応型共同生活介護事業所は、1ユニット1個、その他の施設・事業所は、9床につき1個まで。
空き家等の社宅化利用による介護人材のための住居の確保支援 【空き家等社宅化支援事業】	住まいと職をセットにした人材確保を図るために、空き家等を社宅として借り上げる市内の介護事業所に対し、賃借料の2/3以内(上限3万円/月・最長5年間)を補助。
人的ネットワーク等を活用した介護人材の発掘の支援 【介護人材発掘支援事業】	成功報酬型の職業・人材紹介制度を活用する市内の介護事業所等に対し、紹介謝金等の1/2以内(上限1万円)を補助。
人材募集に係る広告宣伝活動の支援 【介護職員人材確保広告宣伝支援事業】	広く人材募集に関する広告宣伝を行う市内の介護事業所等に対し、広告宣伝費用の2/3以内(上限5万円/回)を補助。 ※ただし、1法人あたり年度15万円が上限。
効果的な求人活動を行う事業所の支援 【介護事業所魅力ブラッシュアップ支援事業】	求人活動において自らの事業所の魅力を効果的に伝えるため、専門デザイナー等に依頼して動画を用いた採用活動を行う市内の介護事業所に対し、作成費用の2/3以内(上限30万円)を補助。
介護の仕事や事業所の魅力等を発信するイベント等への出展支援 【介護事業所地域イベント・企業展等出展支援事業】	介護の仕事や職場等の魅力を発信し、求職者への興味喚起を図るため、地域内外でのイベント等の出展や開催、求職者とのマッチング機会(企業展等)への出展を行う市内の介護事業所に対し、次の費用を補助。 (1) イベント出展・開催費用の3/4以内 (上限8万円[単独法人]・30万円[複数法人]) (2) 企業展出展費用の1/2以内(上限5万円)
介護現場における指導者の雇用支援 【介護技術・知識等指導者雇用支援事業】	新入職員や外国人介護人材の育成・指導のため、介護の技術や知識等を有する指導者を雇用する市内の介護事業所に対し、人件費の2/3以内/人(上限4万円/月)を補助。
産休・育休の取得と復職支援体制整備の促進 【産休・育休実施体制整備奨励金事業】	働きやすい職場環境と人材の定着のため、産休・育休の取得や復職支援体制を整備する市内の介護事業所に対し、正規職員が産休・育休を取得した後復帰した時に10万円/人の奨励金を交付。

■在宅介護を支える介護ヘルパー経験者の雇用促進 【介護ヘルパー経験者雇用奨励金事業】	住み慣れた在宅での介護サービスを安定的に提供するため、介護ヘルパー経験者を正規雇用する市内の介護事業所に対し、10万円/人の奨励金を交付。
■介護ヘルパーの緊急支援 【介護ヘルパー緊急確保対策支援事業】	介護ヘルパーの人材確保のため、介護職員初任者研修を修了した者を、研修修了以後に新たに介護ヘルパーとして、常用介護職又は正規職員として雇用した法人に対し、50万円/人を補助。

2. 市外からの流入による人材確保の推進

■医療・介護・福祉専門職のU・Iターン就職の促進 【医療・介護等専門職員U・Iターン就職奨励金事業】	<p>市内または近隣地域への帰郷・移住から1年を経過しない内に、市内の医療・介護機関等に正規職員等として就業した医療・介護等専門職員に対し、奨励金(市内居住者10万円、高山市及び富山市居住者5万円)を交付。</p> <p>また、介護福祉士養成課程のある学校等の卒業者で、資格取得前に市内就業し、卒業後4年以内に介護福祉士を取得し継続して就業する場合は、上記に加えて15万円の特別奨励金を交付。</p> <p>※ただし、就職後2年間継続して勤務しないときは、いずれも返還を求める。</p>
■医療・介護等専門職に対する家賃支援 【医療・介護等専門職員賃貸住宅家賃補助事業】	<p>U・Iターンを経て市内の医療・介護機関等に正規職員として勤務するため、賃貸により市内に住居を構える医療・介護等専門職員に対し、家賃の1/2以内(上限3万円/月・最長2年間)を補助。</p> <p>また、外国人介護人材が就労制限を受ける家族帯同者と同居する場合、帯同者の就労制限が解除されるまでの間、1万円/月を上乗せして補助。</p>
■EPAによる外国人介護福祉士候補者の求人支援 【EPA介護福祉士候補者受入推進事業】	<p>EPA(経済連携協定)に基づき、国内の介護施設で働きながら介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護福祉士候補者の求人手続きに取り組む市内の特別養護老人ホーム等に対し、次の費用を補助。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 求人申込・説明会参加費等の1/2(上限3万円) (2) 現地面接等に係る渡航費用の1/2(上限25万円) (3) 日本語研修費用の2/3(上限20万円) (4) 就労候補者の渡航費用の1/2(上限10万円)
■外国人技能実習生等の雇用促進 【外国人技能実習生等雇用支援事業】	外国人技能実習生や特定技能外国人を雇用する市内の医療・介護機関等に対し、実習生監理団体に支払う経費の2/3(1名につき最長5年間)を補助。
■外国人留学生の修学支援 【外国人留学生就学支援事業】	<p>卒業後に市内医療・介護機関等への就労意向があり、介護福祉士の資格取得を目指して育成機関で修学する外国人留学生に対し、次の費用を補助。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 留学生が支払う賃貸住宅家賃の1/2以内(上限3万円/月) ※ただし、就職後3年間継続して勤務しないときは返還を求める。 (2) 留学生に対し、入学祝金等を交付する市内の医療・介護機関

		等に対し、祝金等支払額の10/10(上限5万円)。
■外国人介護人材の就職準備の支援 【外国人介護福祉士就職準備金支援事業】	介護福祉士の資格取得を目指して育成機関で修学し、卒業後1年半以内に市内の医療・介護機関等に就職した外国人留学生介護人材に対し、40万円の就職準備金を交付。 ※ただし、就職後3年間継続して勤務しないときは返還を求める。	
■外国人介護人材に対する日本語教育の支援 【外国人介護職員日本語教育支援事業】	外国人介護人材に対し、日本語教育を行う市内の医療・介護機関等に対し、授業料等の3/4以内(1事業所あたり上限8万円)を補助。	
■外国人介護人材のための住居の確保支援 【外国人介護職員空き家社宅化支援事業】	外国人介護人材の住居を確保するため、空き家等を社宅として借り上げる市内の介護事業所に対し、賃借料の2/3以内(上限3万円/月・最長5年間)を補助。 また、社宅・アパート等に居住する外国人介護人材で就労制限を受ける家族帯同者がいる場合は、帯同者が永住権を取得するまで月額1万円を交付。	
【新規】■外国人介護人材のための安心な生活環境の確保支援 【外国人介護人材雇用促進事業】	新たに雇用する外国人介護人材の受け入れにあたり、生活に不可欠な機器等(補助対象の判断は、事業所に当該機器等が必要となる理由を記載した書面の提出を求め、市が認めたものに限る。)の2/3以内(1年度あたり上限20万円)を補助。(例:冷蔵庫、エアコン、渡航費)	
■外国人介護人材の定着促進 【外国人介護人材運転免許取得支援事業】	市内介護事業所等に勤務する外国人介護人材が運転免許を取得したとき、その取得に要する費用の1/2以内(上限10万円・人)を交付。	
■医療・介護等学生による市内現場でのアルバイト・実習の奨励 【医療・介護等学生の市内アルバイト及び実習奨励事業】	市内の医療・介護機関等において現場補助業務のアルバイトや教育機関所定の実習を行う医療・介護等学生に対し、奨励金を交付(5~9日間:1万円、10日以上:2万円)。 ※別途、市長が定めるアンケートの記入が必要。	
【新規】■医療・介護等学生の市内現場での見学・体験を通じた市内就労の推進 【医療・介護等学生の職場見学及び体験応援事業】	市内の医療・介護機関等での就職を視野に医療・介護機関等を見学・体験した学生の居住地から市内の現場までに要した交通費に対し、1人につき1回あたり5,000円を上限に年2回まで交付。 ※別途、市長が定めるアンケートの記入が必要。	
■常勤医の確保・事業承継の支援 【市内医療機関事業承継・運営安定化支援事業】	市外で勤務・開業していた医師が、市内医療・介護機関等の常勤医として就任する場合、開設者以外の医師に1人目100万円、2人目50万円、3人目以降30万円の奨励金を交付。 また、院長等として市内医療・介護機関等を承継する場合、奨励金として100万円を交付。 ※ただし、就任の日から3年間継続して勤務しないときは返還を求める。 ※同一人による申請は1回に限る。	

また、医師の受入れにあたり、施設・設備等の環境整備を行う市内の医療・介護機関等に対し、整備費用の1/2以内(上限100万円)を補助。

3. 地域における人材掘り起こしの推進

図シニア世代の介護就労の促進 【シニア介護職就職奨励金事業】	市内の介護事業所等において、満60歳以上で初めて常用介護職として雇用され3ヶ月以上継続して勤務している方に対し、奨励金(社会保険適用者:5万円、労働保険適用者3万円)を交付。
【新規】図シニア世代の継続就労に対する慰労 【介護事業所等における継続就労者の特例】	市内に在住する75歳以上の方の内、市内の介護サービス事業所等で月1回以上の就労を12ヶ月以上継続して就労し、市から認定を受けた方に「いきいき券」の引換券を交付。
図潜在看護師による市内医療・介護機関等でのアルバイトの奨励 【潜在看護師の市内医療・介護機関等アルバイト奨励金事業】	有資格者の市内就職を促進するため、市内の医療・介護機関等において現場補助業務のアルバイトを行う潜在看護師に対して奨励金を交付(5~9日間:1万円、10日以上:2万円)。 ※別途、市長が定めるアンケートの記入が必要。
図潜在看護師の復職に向けた現場見学の奨励 【潜在看護師の職場復帰のための看護現場見学体験支援事業】	市内医療・介護機関等の看護現場の見学を行う潜在看護師に対し、5千円/箇所の奨励金を交付。 また、見学時に託児サービス等を利用する場合、別途5千円を上限に実費支給。
図子育て世代の介護職員に対する就職奨励 【子育て世代介護職員就職奨励金事業】	中学校終了前(満15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方が、市内の介護事業所等に常用介護職として新たに雇用され、勤務開始から3ヶ月以上経過した方で、1年以上継続して勤務する意思がある方に対し、奨励金(社会保険適用者:5万円、労働保険適用者:3万円、その他:1万円)を支給。
図子の看護等休暇・介護休暇の有給化促進 【子の看護等休暇・介護休暇取得促進事業】	市内の医療・介護機関等で、子の看護等休暇および介護休暇を有給化した場合に、取得した時間数について県の最低賃金の1/2(1名につき最大80時間)を補助。
図運転手の就職奨励 【運転手就職奨励金事業】	市内の介護事業所等において、運転手として新たに雇用され3ヶ月以上経過した方で、1年以上継続して勤務する意思がある方に対し、奨励金(社会保険適用者:5万円、労働保険適用者:3万円、その他:1万円))を支給。

4. 医療・介護職の資格取得の支援

図介護職員初任者研修受講料の支援 【介護職員初任者研修受講】	市内の介護事業所等に勤務し、または勤務しようとする市民に対し、民間研修事業者から受講する初任者研修費用の1/2以内(上限5万円、ひとり親家庭・市の社会的孤立支援を受けている方は上
--	---

料支援事業】	限7万円)を助成。
【介護職員福祉士実務者研修費用の支援】	職員のスキルアップのため実務者研修を受講させる市内の介護事業所等に対し、受講費用の3/4(上限6万円)を補助。 また、医療・介護機関等に所属していない市民が受講する場合は7万円を上限に補助。
【介護福祉士実務者研修費用支援事業】	
【ひとり親家庭における介護職資格取得の支援】	ひとり親家庭の安定した職業機会の確保のため、介護職資格を取得しようとするひとり親家庭の親に対し、次の費用を補助。 (1) 既に介護職員である者の資格取得研修に伴う時短勤務等による減収相当額 上限2万円/月(最長6ヶ月) (2) 市が主催する介護職員初任者研修受講時の休業等による減収相当額及び託児サービス等の利用費 上限8千円/日 (3) 国の職業訓練受講給付金を受けて介護職員初任者研修を受講した者が労働金庫から借り入れた求職者支援融資の債務額 上限5万円/月×借入月数
【医療・介護・福祉専門職を志す地元高校生等の修学支援】	
【地域若手医療・介護・福祉人材育成支援事業】	市在住の生徒または卒業生や、市内の高校に在学又は卒業し、専門職として市内就職する意向をもって市の連携育成機関(サンビレッジ国際医療福祉専門学校(揖斐郡池田町))に進学する方に対し、3万円の奨励金と修学支援金(介護福祉士課程15万円/年・その他専門課程30万円/年)を交付。 ※ただし、就業した日から3年間継続して勤務しないときは奨励金と修学支援金ともに返還を求める。
【介護福祉士を志す方の修学支援】	
【介護福祉士資格取得就学生家賃補助事業】	卒業後に市内就職する意向があり、介護福祉士の資格取得を目指して市外の大学・養成機関等で修学する方に対し、賃貸住宅の家賃1/2以内(上限3万円/月・最長2年間)を補助。 ※ただし、卒業後3年半以内に市内に就業し、3年以上介護福祉士として継続して勤務しないときは返還を求める。
【准看護師のスキルアップの支援】	
【准看護師スキルアップ支援事業】	市内の医療・介護機関等に就業しながら、養成課程の受講等により看護師の資格を取得した准看護師に対し、学費・交通費等の1/2(上限60万円)を補助。 ※ただし、補助金の交付を受けた日から3年間継続して勤務しないときは返還を求める。

5. 医療・介護等専門職の学びの環境の向上

【専門分野に関する学びの機会提供の支援】	医療・介護等専門職員の知識や技術の向上のため研修等を受講させる市内の医療・介護機関等に対し、参加費・交通費等の10/10(上限5万円/年)を補助。
【専門分野を深める専門的研修受講推進事業】	
【専門分野の拡大にチャレンジする専門職の支援】	個人の意思により自身の専門分野以外の知識向上や資格取得のため研修等を受講する市内の医療・介護等専門職員に対し、受講料等の1/2以内(上限3万円/年)を補助。
【専門分野外の学び及び資格取得推進事業】	
【外部専門家を招いた横断	外部の専門家を招へいし、自機関のみならず市内の他機関の職

的な研修開催の支援 【外部講師招聘による社内及び地域内研修推進事業】	員も対象に先進的・専門的な研修を実施する市内の医療・介護機関等に対し、研修実施費用の3/4以内(上限10万円)を補助。
市外の先進的現場での実地研修の支援 【先進的現場における実地研修推進事業】	医療・介護等専門職員のスキルアップや職場改善のため、市と人材育成連携協力協定を締結する社会福祉法人新生会(揖斐郡池田町)が運営する医療・介護現場に職員を短期派遣する市内の医療・介護機関等に対し、旅費・滞在費の10/10(上限7万円/人・回)を補助。 ※ただし、1法人あたり年間2人を限度とする。
現場実習受入のための資格取得の支援 【実務指導者研修受講支援事業】	看護学生の実習受入れに必要となる実習指導者研修を受講する市内医療機関の看護師に対し、受講費用等について1人2万円/年を補助。

6. 介護支援専門員（ケアマネージャー）の確保対策

ケアマネ増員に伴うケアプラン作成システムの導入支援 【ケアマネの新規増員に伴うケアプラン作成システム導入支援事業】	ケアマネの増員配置に伴いケアプラン作成システムを追加導入する市内の居宅介護支援事業所に対し、導入費用の3/4以内(上限20万円)を補助。
新規雇用ケアマネが担当するケアプラン作成に対する支援 【ケアマネの新規増員に伴うケアプラン作成人件費支援事業】	新たに雇用した常勤ケアマネが担当するケアプラン数が少なく介護報酬による収入が十分に得られない市内の居宅介護支援事業所に対し、人件費相当について5万円/月(最長4ヶ月)を上限に補助。
ケアマネの安定的な雇用促進 【ケアマネ新規雇用奨励金事業・就職奨励金事業】	新たにケアマネを雇用した市内の居宅介護支援事業所に対し、7万円/人の奨励金を交付。 また、雇用されたケアマネ本人に対し、3万円の奨励金を交付。 ※ただし、雇用から3年間継続して勤務しなければいけない。
ケアマネの資格更新や研修費用の支援 【ケアマネの資格更新、キャリアアップ等研修支援事業】	市内の居宅介護支援事業所に勤務するケアマネの資格更新やスキルアップのための研修受講にあたり、ケアマネ本人または事業所が負担した受講料・交通費の2/3以内(受講費用上限3万円、交通費上限5千円)を補助。
ケアマネを志す方の資格試験の支援 【ケアマネ資格取得者受講支援事業】	居宅ケアマネとしての就職を目指し、ケアマネ試験に合格した市民に対して5千円を交付。
居宅介護支援事業所の開設に対する支援	市内で新たに居宅介護支援事業所を開設する法人に対し、開設費用の3/4以内(上限30万円)を補助。

【ケアマネ新規事業所開所支援事業】

7. 人材確保に関する特別対策

図特別養護老人ホーム等における夜勤者の処遇改善の促進 【特養等夜勤者処遇改善臨時交付金事業】	夜勤者の確保や体制維持のため、独自の手当加算を継続的に行う市内の特別養護老人ホーム等に対し、対象者の夜勤1回につき一定額を交付。 また、人・月あたりの規定回数を超えて夜勤を行う場合、手当の増額支給分の2/3以内(上限4千円)を交付。
図病院薬剤師の緊急確保時ににおける奨学金返済の特別支援 【病院薬剤師緊急確保対策支援事業】	市内医療機関において薬剤師の緊急的な確保が必要となった際に、修学時に借り入れた奨学金等の返済を行っている薬剤師が着任した場合、その返済額について上限3万円/月(最長6年間)を交付。 ※ただし、就業した日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。
図医療・介護総合人材バンクの設置と緊急マッチング時の特別支援 【医療・介護総合人材バンク登録事業/医療・介護・福祉総合人材バンク登録者緊急臨時特別支援事業】	市出身の医療・介護等専門職員や学生を積極的に把握し、継続的な関係性を深めていくため「医療・介護総合人材バンク」を設置し、登録者に対して報償品を進呈、及び交流会の開催。 また、資格取得後に人材バンクに登録され、市内医療・介護機関等における急な欠員等が生じた際に、市のマッチングに応じて当該機関に就業することとなった専門職員に対し、30万円を交付。 ※ただし、就業した日から2年間継続して勤務しないときは返還を求める。

医療・介護・福祉人材確保対策に係る貸付制度

上記の補助制度に加え、条例に基づく修学資金等の貸与制度を設けています。

(これらの運用に関する金額は、20頁に記載する事業費には含んでいません。)

図医学生に対する修学資金の貸与 【医師養成資金貸与事業】	将来、市内医療機関に勤務する意向がある医学生に対し、修学資金(大学入学時30万円、修学期間中20万円/月・最長6年間)を貸与。 ※卒業後9年以内に市内医療機関に医師として在籍し、貸与期間の1.5倍に達するまで継続して勤務した場合は返済を免除。
図岐阜大学医学部「地域医療コース」生に対する修学資金の貸与 【岐阜大学医学部地域枠貸付事業【県補助】】	市の推薦を受けて岐阜大学医学部地域枠「地域医療コース」に入学した医学生に対し、岐阜県が修学資金(入学金・授業料相当額に加え、20万円/月・6年間)を貸与。 ※卒業後に県内医療機関等に7年間従事し、うち4年間を県が指定する機関(うち2年以上を市内機関)で勤務した場合は返済を免除。
図看護学生に対する修学資金の貸与	将来、市内医療・福祉機関等に勤務する意向がある看護学生に対し、修学資金(10万円/月・修学期間中)を貸与。

【看護師等修学資金貸与事業】	※卒業後3年半以内に市内医療・福祉機関等に看護師等として在籍し、貸与期間の1.5倍に達するまで継続して勤務した場合は返済を免除。
■医療・福祉専門職に対する就職準備金の貸与	市外から市内の医療・福祉機関等に勤務しようとする医療・福祉専門職員に対し、就職準備金(20万円(夜勤者は30万円))を貸与。
【医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与事業】	※貸与を受けた日から2年間継続して勤務した場合は返済を免除。

継続 介護職員確保のための支援（入門的研修・初任者研修）

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】	
467 (前年度予算)	県補助金 ふるさと納税 0)	199 委託料 268 施設使用料 その他	437 12 18

2 事業背景・目的

市では、とりわけヘルパー事業所における人材不足が深刻な状況となっており、安定した介護サービスの提供に向けた人材確保が喫緊の課題となっています。また、市内には介護職員初任者研修を実施する事業者がなく、介護の仕事に关心があっても、資格取得の機会が限られていることが、人材確保の妨げとなっています。

こうした課題に対応するため、市では、介護職への入口となる「入門的研修」と「介護職員初任者研修」を実施し、幅広い層が資格を取得できる環境を整え、資格取得を契機とした介護人材の確保や、現役介護職員のスキルアップによる離職防止、介護サービスの質の向上を図る体制の構築を目指します。

3 事業概要

①【継続】介護に関する入門的研修の開催（467千円）

介護に关心を持つ介護未経験者に対して、介護に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識を学ぶことができる研修会を古川町内で開催（無料）することにより、介護分野への参入を促進します。

②【改善】介護職員初任者研修の開催（ゼロ予算）

介護・福祉人材の育成に関する連携協力協定を締結しているサンビレッジ国際医療福祉専門学校と連携して初任者研修を開催します。

同校が高山市内で主催する介護・福祉分野の研修会（個人負担なし）に市が協賛することで、介護に興味のある方でより実践的なことを学びたい方や市内事業所職員の専門的な知識や実践的な技術を学ぶ機会を確保するとともに、現場職員のスキル向上や働きがいの醸成を図り、地域全体の介護サービス水準の向上につなげます。

担当課：市民福祉部地域包括ケア課（☎0577-73-6233）予算書：P. 69

新規 ショートステイ利用時の送迎に対する支援

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】	【主な使途】
960	介護保険料	960 補助金
(前年度予算 0)		960

2 事業背景・目的

神岡町の旭ヶ丘ショートステイたんぽぽ苑が、令和8年3月末をもって休止することとなりました。これにより、引き続きショートステイを利用するには、神岡町東町のたんぽぽ苑（空床型ショート）または、神岡町外の施設を利用する必要があります。

ショートステイの利用には送迎が必要となります。施設が定める送迎提供範囲外に自宅がある場合、送迎に係る費用は介護保険給付の対象外となり、利用者に新たな負担が生じることとなります。

そうしたことから、市では、これまでと同様の負担感で継続的にショートステイを利用できるよう、送迎に係る費用を支援することで、利用者の負担軽減を図ります。

3 事業概要

【新規】高齢者短期入所事業送迎助成金の創設（960千円）

(1) 支援の対象となる利用形態

送迎提供範囲外となる施設のショートステイを利用する場合において、家族による送迎ではなく、タクシー等の移動手段を利用した場合を対象とします。

(2) 支援内容・方法

タクシー等の移動に係る費用について、市が利用者に代わり、直接タクシー等の運行事業者に支払います。利用者には、これまで施設が行っていた送迎を利用する場合と同様の自己負担分を、後日市にお支払いいただきます。

(3) 利用者負担の考え方

本支援により、利用者は施設が提供する送迎と同程度の負担で、ショートステイを継続して利用することができます。

拡充 遠隔地を訪問する

居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）支援の拡充

1 事業費（単位：千円）

【財源内訳】

【主な使途】

11,520	介護保険料	11,520	補助金	11,520
--------	-------	--------	-----	--------

(前年度予算 11,400)

2 事業背景・目的

飛騨市は広大な面積を有しており、居住地によっては居宅サービス提供事業所との距離が遠くなることから、訪問に伴う移動負担がサービス提供の障害となる恐れがあります。このため、市では地理的な要因により居宅サービスの提供が妨げられることがないよう、遠隔地への訪問や送迎をする場合の費用について、サービス提供事業者への助成を行ってきました。

一方、居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）については、複数の利用者宅をまとめて訪問するなどの効率化を前提に、これまで規定する助成単価の半分を交付してきました。しかし、近年はケアマネージャーの担い手が減少し、一人が広域かつ多くの利用者を担当する状況となっており、従来想定していた効率化が図りにくい実態があります。

こうした状況を踏まえ、遠隔地訪問に係る負担を適切に評価し、地域を問わず安定して支援を継続できるよう、居宅介護支援事業所に対する助成を満額交付へ拡充し、ケアマネージャーの支援の充実を図ります。

3 事業概要

【拡充】移動対策助成金（居宅介護支援事業所分）の見直し

<拡充点>

居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）が、市が定める遠隔地に居住する利用者宅を訪問する場合に、規定する助成単価について、これまで半額としていた助成単価を、満額交付に拡充します。（交付は月ごとの実績に基づき算定）

<継続>

これまでと同様に、介護サービス事業者が実施する居宅サービス等の提供のため、遠隔地への訪問又は送迎に要する費用を助成します。

新規 がん等に関する相談体制の整備と職場理解の促進 <共通>

1 事業費 (単位 : 千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
100	ふるさと納税	100	報償費	100
(前年度予算 0)				

2 事業背景・目的

がん等と診断された当事者からは、病院では医療の相談はできるが、仕事や生活に関する悩みを聞いてもらえるところがわからないといった声が聞かれています。また、職場に迷惑をかけてしまうのではないかという思いから、誰にも相談できず、不安を一人で抱え込んでしまうケースも少なくありません。一方で、相談できる先があることや、治療後に戻れる場所があると感じられること自体が、当事者にとって大きな支えになっていることも分かってきました。

働く世代に目を向けると、国の治療と仕事の両立に関するガイドラインは示されているものの、市内企業における認知状況や体制整備の実態は把握できていません。そのため、本人にとっても、職場に相談してよいのか、治療後に仕事を続けられるのかが見えにくい状況があります。誰もががん等の当事者になり得る中で、職場や地域に理解があり、相談できる先があることは、当事者が孤立せず、安心して治療や生活と向き合うために重要です。

このため、市ではこうした声を踏まえ、様々な体制を整え、がん等の当事者になっても一人で悩まず、その先の生活を相談していく体制づくりを目指します。

3 事業概要

① 【新規】がん等に関する総合相談・つなぎ体制の整備（ゼロ予算）

がん等により生活や仕事、将来への不安を抱える方が、まず相談できる総合的な相談窓口として、市の「ふらっと」を相談の入口として位置づけます。

相談内容に応じて、医療に関する事項は医療機関につなぐとともに、市の関係課、日本赤十字社のがん相談支援センターなど、関係機関と横断的に連携し、当事者や家族の不安を受け止めます。

② 【新規】企業への理解促進・実態把握（ゼロ予算）

市内企業を対象に、国の「治療と仕事の両立ガイドライン」の認知状況や、相談体制・配慮の実態について簡易調査を行います。

あわせて、十六総合研究所による企業向けセミナー（全4回）のうち、1回を活用し、がん等と仕事の両立に関する理解促進を図ります。

まずは市内企業の実態把握から着手し、今後の目標設定や具体的な対策検討につなげます。

③ 【新規】市民への普及啓発（ゼロ予算）

市ホームページや広報媒体を活用し、がんに関する知識や市の補助制度等について分かりやすい情報発信を行います。

あわせて、保健センターでの健康キャンペーン等の取組みを通じて、

○胃がん（ピロリ菌）は予防できること

○がん検診受診の促進

などがんに関する情報を市民へ周知します。

④ 【新規】がん等に関するシンポジウム（仮）の開催（100千円）

がん等にかかっても安心して暮らし続けられる地域づくりについて、市民・企業・関係者が共に考える場として開催します。

本事業は、市としてがん等対策に重点的に取り組む姿勢を内外に示すとともに、今後の取組を深化させていくための節目となる取組として位置づけます。

（取組内容）

○がんの予防、診断後の暮らし、仕事との両立などをテーマに、課題や今後の方向性を共有、意見交換するシンポジウム（フォーラム形式）を開催します。

○専門家の講話に加え、地域で活動する関係者や当事者の声も取り入れ、実生活に即した内容とします。

○市の相談体制や支援の考え方をあらためて整理し、参加者に分かりやすく伝えます。

○単発の啓発イベントにとどめず、今後の継続的な取組につなげる出発点とします。

①担当課：市民福祉部総合福祉課 (☎0577-73-7483)

②担当課：商工観光部商工課 (☎0577-62-8901)

③④担当課：市民福祉部 保健センター (☎0577-73-2948) 予算書：P. 87

拡充　国の制度を活用した地域活性化人材の登用＜共通＞

1 事業費 (単位：千円)	【財源内訳】		【主な使途】	
57,895	一般財源	57,895	委託料	38,404
(前年度予算 61,551)			人件費	11,491
			負担金	8,000

2 事業背景・目的

人口減少先進地である飛騨市では、様々な分野で人口減少や高齢化に起因する人材不足が深刻となっており、これは市役所も例外ではありません。

こうしたことから市では、特別交付税による国からの財政支援のある人材活用制度を活用し、基礎的条件の厳しい集落の支援や、市の様々なプロジェクトを推進するための中心人物として活躍いただく人材を積極的に受け入れ、それぞれの活動を通じた地域力の維持、強化を図っています。

令和8年度は、引き続き地域おこし協力隊や集落支援員制度等により、優秀な人材を確保し、地域活性化の成果を高め、持続可能な地域づくりにつなげます。

3 事業概要

①【拡充】集落支援員の配置（10,912千円）

地域特有の生活課題への対応や住民ニーズの把握、集落と市役所をスムーズに繋ぐ架け橋役として、地域の実情に詳しい人材を配置します。

- (1) 少ない担い手農家で地域営農を維持する取組みへの支援を行う人材を登用（新規）
- (2) 宮川地区のそば栽培に関する取組みの支援を行う人材を登用（新規）
- (3) 宮川地区へ1名配置（継続）
- (4) 関係人口に関する各種支援を行う「関係人口コーディネーター」を登用（継続）

②【拡充】地域おこし協力隊の登用（31,921千円）

- (1) 河合町の伝統工芸品である山中和紙を後世に残すため、紙漉き職人のサポートを行うとともに、山中和紙の魅力発信、販路拡大を目指す地域おこし協力隊を登用します。（継続）
(任期：令和6年5月～令和9年4月まで)
- (2) 奥飛騨山之村牧場での生産活動や、地区の獣害防止活動に従事しつつ、地域資源を活用した山之村地域の交流人口拡大と、子どもたちや移住コンシェルジュとの連携による山之村地域への移住拡大を目指す地域おこし協力隊を登用します。（継続）

(任期：令和6年7月～令和9年6月まで)

- (3) 地域資源である薬草を活用した関係人口の獲得、市民への薬草普及の強化、民間と連携した新規事業の掘り起こし等を推進するリーダー的な人材として、地域おこし協力隊を登用します。(継続)

(任期：令和6年10月～令和9年9月まで)

- (4) 市独自の人材育成プログラム「飛騨市作業療法によるまちづくり研究所」の仕組みを新たに導入し、学校をはじめとする作業療法士の確保と育成体制を確立し、全国から優秀な作業療法士の集まるまちづくりを目指しながら、学校作業療法の効果検証によるエビデンスの確立等学校作業療法室の更なる充実を図ります。(継続)

(任期：令和8年度より2年間)

- (5) 広葉樹のまちづくりを推進する中で、市内で産出される広葉樹の流通のボトルネックとなっている土場での仕分け作業、川上から川中へのスムーズな流通の仕組みづくりの取組みを実施するため、地域おこし協力隊を登用します。(継続)

(任期：令和7年度より2年間)

- (6) 友好都市である台湾新港郷との市民レベルでの更なる交流を推進するため、両地域の住民や関係団体との橋渡し役として、台湾新港郷から地域おこし協力隊を登用し、交流事業の企画・運営や情報発信等の活動を行います。(新規)

(任期：令和8年度より最長3年間)

③【継続】地域プロジェクトマネージャーの登用（7,062千円）

自治体のプロジェクトを推進するにあたり、関係者間を橋渡ししつつ、当該プロジェクトをマネジメントできるブリッジ人材を会計年度任用職員として任用する国の制度を活用し、飛騨市の交流人口の拡大と市外からの移住定住者の拡大を目指した戦略的なシティプロモーションを担う「地域プロジェクトマネージャー」を登用します。

(任期：令和6年5月より最長3年間)

④【継続】地域活性化企業人の登用（8,000千円）

地域の活性化を図るため三大都市圏に所在する企業の社員を自治体に派遣し、地域課題に対して専門的な知見を活かしながら即戦力人材として従事する国の制度を活用し、派遣者1名を受入れ、食のまちづくりに向けた各種事業推進を図ります。

(任用期間：令和7年度より2年間)

担当課 : ①-(4)、②-(6)、③-(1) 企画部ふるさと応援課 (☎0577-62-8904) 予算書 : P. 47
②-(4) 市民福祉部総合福祉課 (☎0577-73-7483) 予算書 : P. 69
②-(1) 農林部農業振興課 (☎0577-73-7466) 予算書 : P. 99
②-(2)、②-(5) 農林部林業振興課 (☎0577-62-8905) 予算書 : P. 105
②-(3) 商工観光部まちづくり観光課 (☎0577-73-7463) 予算書 : P. 111
②-(1) 河合振興事務所地域振興課 (☎0577-65-2221) 予算書 : P. 58
①-(2)、①-(3) 宮川振興事務所地域振興課 (☎0577-63-2311) 予算書 : P. 58
②-(2) 神岡振興事務所建設農林課 (☎0578-82-2254) 予算書 : P. 58
④-(1) 農林部食のまちづくり推進課 (☎0577-62-9010) 予算書 : P. 100

拡充 令和8年度 飛騨市物価高騰対策

(重点支援地方交付金活用事業) <共通>

1 事業費（単位：千円）	【財源内訳】		【主な使途】	
90,450 (前年度予算)	国庫補助金 (物価高騰対応)	90,450	補助金・負担金 繰出金	85,472 4,000
0)			その他	978

2 事業背景・目的

物価高騰が長期化する中、食料品や光熱費をはじめとした生活必需品の価格上昇は、市民生活に大きな影響を与えています。また、市内事業者においても、原材料費やエネルギー価格、人件費の上昇が経営を圧迫しており、雇用の維持や賃上げの原資確保が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、市では国の重点支援地方交付金（国予備費分および令和7年度補正分）を最大限活用し、市民や事業者の声、地域の実情を踏まえた「令和7年度 飛騨市物価高騰対策」を全17事業のパッケージとして取りまとめました。

本事業は、そのうち令和8年度当初予算分（9,045万円）として7事業を実施するものであり、単なる給付にとどまらず、「市民の暮らしを速やかに下支えすること」、「市内事業者の経営や雇用を守り、将来につながる基盤を整えること」を目的に、「今を支え、次につなぐ物価高対策」として実施します。

3 事業概要

A. 市民生活への支援

① 水道基本料金の減免（33,000千円） <水道事業会計>

市民および事業者を対象に、水道基本料金3か月分（令和8年4～6月請求分）を減免し、日常生活および事業活動における経費の負担軽減を図ります。

② 子育て世帯応援ポイント（商品券）の交付（25,250千円）

子育て世帯を対象にこども一人当たりの支給額を令和7年度の5,000円から10,000円に拡充し、物価高騰による家計負担の軽減と地域内消費の下支えを図ります。

③ 省エネ家電製品への買替え支援（4,000千円） *環境水道部別途個票有

一定の省エネ基準を満たす家電製品への買替えに対し、購入費用の1/4（上限5万円）を補助し、光熱費負担の軽減と快適な生活環境の確保を図ります。

④ 学校給食費における食材費高騰への公費支援（14,000千円）<一部給食費特別会計>

令和8年度分の食材高騰分を公費で負担することで給食の質を確保し、保護者負担を軽減します。

一方で、小学校の給食費の負担軽減に対する国の財政支援（月額5,200円）が開始される予定であり、食材費高騰に対する公費支援と合わせて実施することで、令和8年度の小学校の給食費は結果的に無償化となります。

B. 事業者への支援

⑤ タクシー事業者への支援（3,200千円）

* 総務部別途個票有

運転手不足や物価高騰の影響を受ける市内タクシー事業者を支援するため、以下2つの補助制度を創設し、地域公共交通の安定性と持続性を確保します。

I. タクシー車両購入等補助金：タクシー車両の購入及び運行に必要な改造等に要する経費に対し、1/3補助（上限50万円）

II. タクシー運行環境整備補助金：タクシーの予約や支払いに関するシステムや機器導入に係る経費に対し、1/2補助（上限30万円）

⑥ 酒米高騰に対する酒造業者支援（10,022千円）

国からの要請を踏まえ、酒米価格の高騰により仕入れコストが増大している酒造業者について、飛騨地域3市（高山市、下呂市、飛騨市）が連携して支援を行い、地域産業の維持・継続を図ります。

補助金名：岐阜県産酒造用原料米価格高騰対策事業補助金

対象者：市内酒蔵3店（交付先：飛騨酒造組合）

対象経費：県内産の酒造用原料米価格高騰分（令和6年と令和7年比較）

補助率等：1/2（1蔵当たりの上限5,000千円）

⑦ 市発注事業における労務費を含めた価格転嫁の円滑化（978千円）

公共交通事業や放課後児童クラブ等、市が発注する委託事業において、労務費単価の上昇分に重点支援地方交付金を活用し、市が発注者として率先して価格転嫁を行うことで、賃上げや人材確保につながる環境整備を進めます。

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ① 担当課：環境水道部水道課 | （☎0577-73-7484）予算書：P. 25（水道事業会計） |
| ② 担当課：市民福祉部子育て応援課 | （☎0577-73-2458）予算書：P. 78 |
| ③ 担当課：環境水道部環境課 | （☎0577-73-7482）予算書：P. 90 |
| ④ 担当課：教育委員会事務局教育総務課 | （☎0577-73-7493）予算書：P. 143 |
| ⑤ 担当課：総務部総務課 | （☎0577-73-2458）予算書：P. 60 |
| ⑥ 担当課：商工観光部商工課 | （☎0577-73-7493）予算書：P. 109 |